

一般社団法人 日本卵子学会 会費規定

本会は、定款第7条の規定にもとづき、会員の会費規定を次のとおり定める。

第1条 会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額 7,000 円
- (2) 購読会員 年額 7,000 円
- (3) 賛助会員 年額 50,000 円
- (4) 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

第2条 1.会費の納入は、毎年度末日までに納付しなければならない。ただし会費に値上げ等の変動があった場合はこの限りではない。

2.前項の規定にかかわらず、新規入会者は入会時に会費を納入するものとする。

第3条 正会員の入会金は 2,000 円とする。

第4条 この規定を改正する場合には、理事会及び社員総会の議決を得なければならない。

附則

本規定は、一般社団法人日本卵子学会定款の施行の日から施行し、平成26年度会費から適用する。